大泉町高齢者住宅改修費補助事業の実施について

大泉町高齢者住宅改修費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

１　交付目的

高齢者が在宅での生活を継続するため住宅の改修が必要と認められる場合に、住宅の改修工事費（以下「住宅改修費」といいます。）の一部を補助することで、高齢者の日常生活の利便性と生活の質の向上を図ることを目的とします。

２　内容

補助対象者	本町の住民基本台帳に記録されている６０歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）が属する世帯の者であって、次のいずれにも該当するものとします。 １　世帯全員に係る市町村民税が非課税であること。 ２　世帯全員が介護保険法による要支援者又は要介護者でないこと。 ３　世帯全員が介護保険法の規定による住宅改修費の支給を受けていないこと。 ４　世帯全員に係る町税及び介護保険料の滞納がないこと。
住宅改修工事の範囲	町内施工業者（大泉町商工会建設部会に加盟している業者又は大泉町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者をいいます。）による住宅改修工事で、次の１から６に掲げる範囲とします。 １　手すりの取付け ２　床段差の解消 ３　滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ４　引き戸等への扉の取替え ５　洋式便器等への便器の取替え ６　その他これらの工事に附帯して必要な工事

	※　新築工事の場合は、補助金の交付対象となりません。 ※　住宅改修工事は、高齢者が現に居住する住宅について行われるもので、かつ、高齢者の身体の状況や住宅の状況等を勘案し、町長が必要と認める工事とします（借家の場合は、家主の承諾を必要とします。）。
補助対象経費	「住宅改修工事の範囲」に係る住宅改修費であって、高齢者の身体の状況や住宅の状況等を勘案し、必要と認められる費用について補助を行います。
交付金額	補助対象経費の５分の２とし、２０万円を上限とします。 ※　交付金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。 ※　補助金は、補助対象者の属する世帯につき１回限りです。

３　交付手続

認定申請の方法	住宅改修工事を行う前に、大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定申請書（様式第１号）に次の書類を添えて申請してください。 １　住宅改修工事図面 ２　住宅改修費見積書
補助対象事業の認定時期	提出された申請書類の審査を行うとともに、大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定調査書（様式第２号）に基づいて申請者の住宅環境等の調査を行い、住宅改修の可否を決定し、大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定（不認定）通知書（様式第３号）により通知します。
交付申請の方法、時期等	住宅改修工事が完了したときは、速やかに大泉町高齢者住宅改修費補助金実績報告書（様式第４号）及び大泉町高齢者住宅改修費補助金交付申請書兼請求書（様式第５号）に住宅改修費の請求書を添えて申請してください。
補助金の交付時期等	提出された書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、大泉町高齢者住宅改修費補助金交付（不交付）決定

	通知書（様式第６号）により通知し、補助金を交付します。
補助金の返還等	補助事業の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助事業の認定を取り消します。 １　偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。 ２　補助事業の認定の内容又は補助金の交付に際して付した条件その他法令等に違反したとき。 また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。

４　各種様式

申請書等の様式	１　大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定申請書（様式第１号） ２　大泉町高齢者住宅改修費補助事業実績報告書（様式第４号） ３　大泉町高齢者住宅改修費補助金交付申請書兼請求書（様式第５号） ※　参考 １　大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定調査書（様式第２号） ２　大泉町高齢者住宅改修費補助事業認定（不認定）通知書（様式第３号） ３　大泉町高齢者住宅改修費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第６号）

５　事業期間

期　　間	令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

６　担当部署

大泉町高齢介護課　　電話　０２７６（６２）２１２１